令和6年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託業者選定要領

1 業務の概要

(1)業務の名称

令和6年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託

(2)契約(予定)期間

契約日から令和7年3月14日(金)まで

(3) 契約限度額

7,845,563円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(4)業務実施の目的

世界遺産富士山の眺望や構成資産、富士山と関連した観光資源等の魅力を最大限に盛り込んだ富士山麓観光の情報発信を行い、富士山麓地域を中心とした本県への来訪者の増加を図る。

2 業務の内容(企画提案内容)

上記(4)業務実施の目的のため、「自由な発想」による企画提案を募集する。

(1) 募集テーマ

「世界遺産富士山を核とした富士山麓地域の魅力発信・誘客促進」

(2)提案を求める内容

ア 上記、募集テーマを実現するための「基本コンセプト」

イ <u>ターゲット</u>

- ウ 各種媒体を活用した富士山麓地域の魅力の広報
- エ 各種媒体、数、手段、方法等の指定は行わないので、自由な発想で提案すること
- オ 世界文化遺産「富士山」の構成資産となっている神社等で手水舎の花装飾
- カ 当課公式の Instagram アカウントにおけるフォトコンテスト

(3) 提案に当たって考慮すべき事項

- ・世界遺産構成資産、観光資源、富士山に関係する歴史文化、食、アクティビティなど、<u>1年を通じて富士山観光の魅力や楽しみ方を総合的、効果的に発信すること</u>
- ・富士山の登山以外の楽しみ方を提案する内容になっていること
- ・インバウンド、外国人を対象とした情報発信について盛り込むこと
- ・中部横断自動車道開通等により、首都圏や中央日本4県(山梨県、長野県、新潟県)からの アクセスや回遊性が向上したことのPRを織り込むこと
- ・単なる情報掲載に留まらない工夫を導入すること

3 その他留意事項

- ・必要な映像、画像、イラストデータ、施設情報、観光・食情報等は、原則、受託者自らが委 託費用の内において用意することとする。
- ・事業実施にあたって必要な権利申請等は、委託者と受託者協議のうえ、原則、受託者が行う こととする。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。
- (2) 静岡県内に本社、支社又は営業の拠点を有する者であること。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6)次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」とい う。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をい う。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極 的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 実施方法

(1) スケジュール (予定)

内 容	日程
質問受付期間、参加表明書の提出	令和6年11月29日(金)~12月4日(水)
質問に対する回答	令和6年12月5日(木)まで
企画提案書提出期限(郵送・持参)	令和6年12月9日(月)正午必着
委託業者選定委員会(プレゼンテーション)	令和6年12月10日(火)
選定結果の通知	令和6年12月11日(水)
契約	令和6年12月16日(月)

(2) 質問

質問は、別添「質問用紙」により、FAX又はEメールにて受け付ける。なお、FAX又はEメールの送信後、確認のため当課宛てに電話 (054-221-3746) を行うこと。

ア 受付期間: 令和6年11月29日(金)から令和6年12月4日(水)まで

イ 送付先: Eメール sekai@pref. shizuoka. lg. jp

FAX番号 054-221-3757

ウ 回答方法:令和6年12月5日(木)までに、質問及び回答を、応募者全員にメールにて連絡する。(質問者名は記載しない。)

なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位その 他の正当な利益を害する恐れのあるものと認めたものについては、個別に回答する場合がある。

(3)企画提案書の作成

別添、「令和6年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託企画提案書作成要領」のとおり。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。

ただし、郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

ア 受付期間:令和6年12月9日(月)正午必着

イ 提出先 : 静岡県富士山世界遺産課交流・継承班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

ウ 提出部数:8部

エ 到着確認:受付期間中、郵送により企画提案書が到着した場合、受理した旨をEメールに て通知する。

- ※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。
- ※ 企画提案は、1者1提案とする。
- ※ 企画提案提出後の修正は認めない。ただし、企画提案当日の資料の追加は可とする。 なお、資料を追加する場合については、8部を用意すること。
- (5) 委託業者選定委員会 (プレゼンテーション)

ア 日時:令和6年12月10日(火)の指定した時間(時間は別途通知する。)

イ 場所:静岡県庁別館8階第二会議室(静岡市葵区追手町9-6)

ウ 1者当たりの所要時間:プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 5 分程度

- ※ プレゼンテーションに係るデータファイルは原則、当日持参とする (プロジェクター、スクリーン、PC (Windows 対応)等の機材は静岡県において用意する)。
- ※ 時間、場所等は、辞退者を除く企画提案者各者に通知するが、応募多数の場合は、静岡県職員で構成する「令和6年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託業者選定委員会」の審査員が協議のうえ、<u>事前に全企画提案者の中から委託業者選定委員会参加者を選定する場合がある。</u>
- (6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

6 選定

(1) 選定方法

静岡県職員で構成する「令和6年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託業者選定委員会」 が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2)選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和6年12月11日(水)に、辞退者を除く全てのプレゼンテーション参加者にEメールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約する ものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体 の履行条件(契約内容、仕様書等)などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行

うものとする。

また、契約にあたって、委託費は精算払いとする。

なお、選定されなかった者(辞退者を除く。)は、静岡県に対して選定結果について、次に従い、 書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 受付期間: 令和6年12月11日(水)~令和6年12月20日(金)

イ 送付方法:FAXまたはEメール

ウ 送付先: FAX番号 054-221-3757

Eメール sekai@pref. shizuoka. lg. jp

エ そ の 他: FAX又はEメールの送信後、確認のため当課宛てに電話 (054-221-3747) で連絡すること。

(3) 選定基準

別添、「令和6年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託業者選定基準」のとおり。

7 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある(県庁内及び選定委員会の使用に限る)。

(2) 辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和6年12月6日(金)正午までに、別添「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、静岡県との取引が不利になることはない。

※辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにメールで連絡 する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

- ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- イ 静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合
- ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合